

国民健康保険制度のお知らせ

納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。納付書・口座振替による納付は年8回です。納期内の納付をお願いします。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

保険税のお知らせは世帯主に送付

保険税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が社会保険などに加入していても、世帯主が国民健康保険(以下、国保)に加入していれば、保険税のお知らせは世帯主宛てに送付します。

帯員が国民健康保険(以下、国保)に加入していれば、保険税のお知らせは世帯主宛てに送付します。

国保に加入している世帯主及び世帯員全員が65〜74歳*年金受給額が年額18万円以上*介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分の1以下*後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者の保険税を軽減

証の有効期限は7月31日です。前年の所得により負担割合を再判定し、8月から使用できる受給者証を7月下旬に送付します。有効期限の過ぎた受給者証は、市役所保険係へ申請してください。

加入や脱退は届け出を
保険税は、加入手続きをした月からではなく、資格を得た月から納めさせていただきます。手続きが遅れた場合は、遡って納めることとなります。

便利で確実な口座振替のご利用を
保険税の納付には、納め忘れないで便利で確実な口座振替をご利用ください。

非自発的失業者の保険税を軽減
会社の都合などにより65歳未満で離職し、雇用保険受給資格者証の離職理由に記載されている番号が、11、12、21、23、31、34の方は、保険税を計算するときの給与所得が70%軽減されます。雇用保険受給資格者証と、本人確認ができる書類を持って、市役所保険係へ申請してください。軽減の期間は、離職した日の翌日から翌年度末までです。

限度額適用認定証と減額認定証の更新
認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用を希望する方、新たに必要なのは、市役所保険係へ申請してください。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方で、8月以降も基準を満たしている場合は7月下旬に新しい認定証を送付します。

年金受給額からの差し引き
次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の老齢基礎年金などの受給額から保険税を差し引きます(申請により口座振替での納付も可)。

医療費の自己負担割合は1割または3割
医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、1割または3割です。この負担割合は、表4の判定基準により、毎年8月1日に見直します。

新しい後期高齢者医療保険証を送付
現在交付している保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証を7月中旬に書留郵便で送付します。有効期限の過ぎた保険証は、市役所後期高齢者医療係、東部出張所、あいぼっくのいずれかへ返却してください。

現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。既にお持ちの方で、8月以降も基準を満たしている場合は7月下旬に新しい認定証を送付します。

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

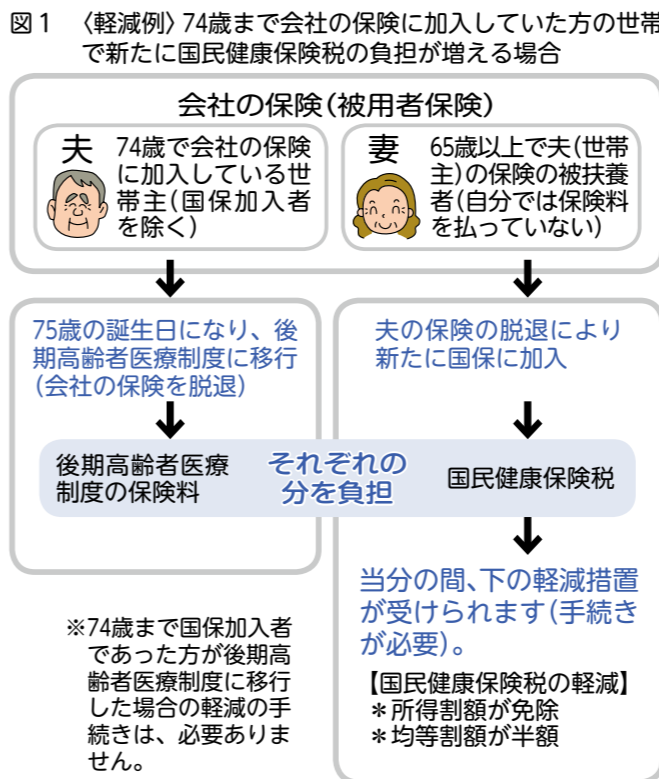
区分	医療給付分	後期高齢者支援金分	介護給付分
所得割(27年中の所得に対して計算)	税率 5.60%	税率 2.25%	税率 1.70%
均等割(国保加入者1人につき定額)	2万7500円	1万1500円	1万4500円
課税限度額	54万円	19万円	16万円

※介護納付金分は、40〜64歳の方が対象です。

表2 年金受給額からの差し引き

仮徴収	4月	6月	8月
27年中の所得が確定するまでは、26年中の所得で仮徴収した保険税を差し引きます。			
本徴収	10月	12月	2月
27年中の所得が確定した後は、年間保険税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて差し引きます。			

図1 <軽減例> 74歳まで会社の保険に加入していた方の世帯で新たに国民健康保険税の負担が増える場合



後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料決定通知書を送付

保険料決定通知書を7月中旬に発送します。

なお、保険料は、原則、老齢基礎年金などの受給額から差し引きます。年金受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替などで納めます。

保険料のしくみ

保険料は、表1のとおり、加

表1 後期高齢者医療制度の保険料の計算

保険料 = 均等割額 + 所得割額
(限度額57万円) (年額4万2400円)

▼所得割額の計算

給与所得、雑所得(年金など)、配当所得、一時所得などの合計額 - 基礎控除額(33万円) × 所得割率 9.07%

※賦課のもととなる所得とは、保険料の計算のもととなる所得です。

表2 均等割額の軽減

総所得額が下の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額(33万円)	8.5割
このうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない	9割
基礎控除額(33万円) + (26万5000円 × 被保険者の数)	5割
基礎控除額(33万円) + (48万円 × 被保険者の数)	2割

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得から更に高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

表3 所得割額の軽減

被保険者本人の賦課のもととなる所得金額が58万円までの方を対象に、保険料を軽減します。

賦課のもととなる所得金額 ※()内は年金収入のみの場合	軽減割合
15万円(年金収入168万円)まで	全額
20万円(年金収入173万円)まで	7.5割
58万円(年金収入211万円)まで	5割

※賦課のもととなる所得金額の計算は、表1のとおりです。

表4 自己負担割合判定基準

被保険者の28年度住民税課税所得	所得区分	負担割合
145万円未満	一般	1割
145万円以上(または、その方と同じ世帯の被保険者)	現役並み所得者	3割

「現役並み所得者」でも、表5の基準に該当する場合は、1割になります(要申請)。

表5 収入額による負担割合判定基準

同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者	27年中の収入額(必要経費などを差し引く前の金額)	負担割合
1人	383万円未満(※)	1割
2人以上	合計額が520万円未満	1割

※383万円以上の方でも、同じ世帯に70〜74歳で国民健康保険、または、会社などの健康保険の加入者がいる場合は、合計額が520万円未満であれば1割の負担です。